

# 令和7年度 豊橋市次世代自動車購入補助金のご案内

豊橋市では、地球温暖化防止対策の一つとして、以下の次世代自動車を購入する際にその費用の一部を補助する事業を行っています。

補助項目	補助対象者	補助額	補助額上限
電気自動車（軽自動車以外）	(1)個人	本体価格の 5%	6万円
電気自動車（軽自動車）	(2)事業者	本体価格の 5%	3万円
プラグインハイブリッド自動車	(3)リース事業者	本体価格の 5%	3万円
燃料電池自動車	(2)に貸与する、令和7年5月31日までの申請のみ	本体価格の 5%	20万円

## お知らせ

### <申請方法について>

令和6年度より、これまでの申請方法に加えて『あいち電子申請システム』によるWEB申請を開始しました。WEB申請では、ご登録いただいたアドレス宛て申請書類の提出状況を知らせるメールが自動で届くため、補助金の受付状況を確認できるようになります。

### <リース契約時の申請者について>

リース契約の場合、使用者である個人もしくは事業者が申請して下さい。使用者が事業者の場合のみ、令和7年5月31日までリース事業者が申請することも可能です。

### <添付書類の変更について>

自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（※軽自動車についても、必要となります。）

### >事業者のみなさま

履歴事項全部証明書→申請者の現状の分かる登記の写しに変更になりました。

（※履歴事項全部証明書については、原本での提出が不要となります。）

## 補助対象者

- 自ら使用する目的で次世代自動車を購入する個人（市内に住民票があり、かつ居住していること）
- 事業に使用する目的で次世代自動車を購入し、市内に本社等を有している事業者
- 上記2に該当する事業者に貸与し、月々のリース料金から当該補助金相当額分以上の値下がりを反映し、かつ、要綱で定める使用の期間以上賃貸借契約を行うリース事業者（令和7年5月31日までの申請のみ）
- 豊橋市が徴収する税を滞納していない方  
提出期限は、初度登録日から2か月以内  
（受付は令和8年3月31日（火）まで）

○補助金の交付の対象数は

1個人1台、1事業者1台（リースの場合は1使用者に1台）

## 申請方法

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。  
(提出書類がすべて揃った時点で受付となります。)

### 購入

表面に記載の提出期限内に、「補助金交付申請書兼請求書」(様式第1)と添付書類を提出してください。(要綱第5条参照)

### 交付申請書提出

#### 【提出方法】

○WEB (あいち電子申請システム)

○郵送

○窓口

電子申請申込  
二次元コード



#### 【提出先】

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 環境部 環境政策課 (西館5階)

- ① 交付申請書等をご提出いただいた後、市は内容の審査を行い、「補助金交付決定通知書」をお送りします。(交付申請書受領後、およそ1~2か月後に通知)
- ② 補助金交付決定通知書の発行からおおよそ1か月後、ご提出いただいた「補助金交付申請書兼請求書」(様式第1)に記載された口座に補助金を交付します。

### 手続き完了

## 注意

○補助金の交付を受けた補助対象車両を新車登録日から起算して交付要綱に定められた使用の期間内(4年)に処分(売却・廃棄等)する場合は、あらかじめ処分承認の申請手続きが必要です。また、補助金の返還が必要となる可能性があります。(補助金の返還手続きには各種証明書(有料)が必要となる場合があります。)

【問合せ先】 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
環境部 環境政策課 (西館5階)  
TEL : (0532) 51-2417 FAX : (0532) 56-5126